

【フラット35】子育て支援型 ご利用の流れ

※ 利子補給制度・・・大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

【フラット35】申込み

※ 利子補給制度の申込にあたっては、融資承認済みのフラット35申込書の写しが必要です。



利子補給制度申込み

【フラット35】子育て支援型利用申請



大阪市から、登録通知書「【フラット35】子育て支援型利用
対象証明」の送付 （申込み月の翌月末頃）



登録通知書「【フラット35】子育て支援型利用対象証明」
をフラット35取り扱い金融機関へ提出



【フラット35】のローン契約
※ 金利引き下げ（年0.25%）適用

【フラット35】子育て支援型の申込には、利子補給制度
申込みに必要な書類の他、次の書類が必要です。

- フラット35子育て支援型利用申請書
- フラット35子育て支援型要件等確認チェックシート
- 建物の登記事項証明書・登記簿謄本の原本
（発行後3か月以内のもの）

登録通知書「フラット35子育て支援型利用対象証明」〈見本〉

様式 3
大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度

登 録 通 知 書

大阪府民住 第 月 号
令和 年 月 日

（申請番号） 様
大阪市東区

大阪府新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度要綱第10条第2項に基づき、利子補給対象者として登録しましたので通知します。
なお、登録後、次のとおり各種手続が必要となります。
融資実行後、手続が完了した場合は利子補給金の交付ができませんので、ご注意ください。

手 続	必 要 書 類
融資実行報告手続 (融資の発行が完了した時)	① 融資実行報告書(様式4) ② 入居者全員の協議した同意書(入居者全員の捺印と捺印) ③ 利子補給金照会通知書の送付の記録の写し ④ 金融機関発行の返済計画書の写し ⑤ 金融機関発行の返済計画書の写し ⑥ 返済計画書の写し ⑦ 建築基準法に規定する検査済書の写し
貸付承認届出書提出手続 (申込書記載の届出書提出後)	① 貸付承認届出書(様式12) ② 貸付承認届出書提出の記録
返済届出書提出手続 (返済開始後、返済計画書にない返済、利息が変更された時)	返済届出書(様式13)

※ 利子補給は、予算の範囲内で行います。

説明用・添付用
304-2
304-2
304-2



【ご注意】 【フラット35】のローン契約は、登録通知書「【フラット35】子育て支援型利用対象証明」の金融機関提出後
となりますので、お引渡しのスケジュール等に影響がないか十分ご確認ください。